

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(利率及び保証人)</p> <p>第14条 災害援護資金は、<u>無利子とする。</u></p> <p><u>2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、<u>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から<u>第11条</u>までの規定によるものとする。</p> | <p>(利率)</p> <p>第14条 災害援護資金は、<u>据置期間中は無利子とし据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還<u>(又は半年賦償還)</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。